

第2号議案 定款第25条（役員の報酬等）の改正について

常勤役員である専務理事に関しては、役員報酬規程により報酬が支払われていますが、現行の定款第25条では、理事・監事は無報酬とするとしか定められておらず、整合性を確保するため、常勤役員に対して報酬を支給することが出来る旨を定めるものです。

改正後	改正前
<p>第25条 理事及び監事は、無報酬とする。<u>ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員報酬規程による。</p>	<p>第25条 理事及び監事は、無報酬とする。</p>